

防災業務計画

令和5年2月

日本電信電話株式会社
東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
株式会社 NTT ドコモ

目 次

第1編 総則

第1節 防災業務計画の目的	1
第2節 防災業務計画の基本方針	1
第3節 防災業務計画の運用	1
1 他の計画等との関連	1
2 防災業務計画の修正	1
第4節 定義	1

第2編 一般防災業務計画

第1章 防災体制の確立	3
第1節 防災体制	3
1 非常態勢の区分	3
2 災害対策組織	3
3 非常態勢と対策組織との関連	4
第2節 対策組織の運営	5
1 非常態勢の発令及び解除	5
2 権限の行使と責任	6
3 動員	6
4 指令伝達及び情報連絡の経路	6
第3節 防災に関する各社の役割と社外機関との協調	6
1 持株会社の役割	6
2 東地域会社、西地域会社の役割	6
3 長距離会社の役割	7
4 ドコモの役割	7
第2章 災害予防	9
第1節 防災教育	9
第2節 防災訓練	9
第3節 総合防災訓練への参加	9
第4節 電気通信設備等に対する防災計画	9
1 電気通信設備等の高信頼化	9
2 電気通信システムの高信頼化	9
3 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化	10

4	災害時措置計画	10
第5節	重要通信の確保	10
第6節	災害対策用機器及び車両等の配備	10
第7節	災害対策用資機材等の確保と整備	10
1	災害対策用資機材等の確保	10
2	災害対策用資機材等の輸送	11
3	災害対策用資機材等の整備点検	11
4	災害対策用資機材等の広域運営	11
5	食料、医薬品等生活必需品の備蓄	11
6	災害対策用資機材等の仮置場	11
第8節	設備事故の防止	11
1	電気通信設備の点検調査	11
2	広報活動	11
第3章	災害応急対策	11
第1節	通報、連絡	11
第2節	災害時における情報の収集及び連絡	11
1	情報の収集、報告	11
2	社外関係機関との連絡	12
第3節	警戒措置	12
第4節	通信の非常そ通措置	12
1	重要通信のそ通確保	12
2	被災地特設公衆電話の設置	13
3	携帯電話の貸出し	13
4	災害用伝言ダイヤル等の提供	13
第5節	災害時における広報	13
第6節	対策要員の確保	13
第7節	グループ会社に対する協力の要請	13
第8節	社外機関に対する応援又は協力の要請	14
第9節	対策要員の広域応援	14
第10節	災害時における災害対策用資機材の確保	14
1	調達	14
2	輸送	14
3	災害対策用資機材置場等の確保	14
第11節	設備の応急復旧	15
第4章	災害復旧	15

第3編 東海地震防災強化計画

第1章 通報、連絡	16
第1節 警戒宣言等の伝達	16
第2章 防災体制の確立	16
第1節 防災体制	16
1 非常態勢の区分及び災害対策組織	16
第2節 対策組織の運営	16
1 非常態勢の発令及び解除	16
2 権限の行使と責任	16
3 動員	16
4 指令伝達及び情報連絡の経路	17
第3節 社外機関との協調	17
第3章 災害予防	17
第1節 地震防災教育	17
第2節 地震防災訓練	17
第3節 総合防災訓練への参加	18
第4節 地震防災広報	18
第4章 地震防災応急対策	18
第1節 情報収集と伝達	18
第2節 通信の利用制限等の措置	18
第3節 災害用伝言ダイヤル等の提供	19
第4節 対策要員の確保及び広域応援	19
第5節 災害時における災害対策用機器等の配備及び 災害対策用資機材の確保	19
第6節 通信建物、設備等の巡視と点検	19
第7節 工事中の設備に対する安全措置	19
第8節 社員の安全確保	19
第9節 医療施設及び研修施設等における対策	19
第10節 東海地震に関連する調査情報発出時の対応	20

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 通報、連絡	2 1
第1節 津波警報等の伝達	2 1
第2章 防災体制の確立	2 1
第1節 防災体制	2 1
1 非常態勢の区分及び災害対策組織	2 1
第2節 対策組織の運営	2 1
1 非常態勢の発令	2 1
2 権限の行使と責任	2 1
3 動員	2 1
4 指令伝達及び情報連絡の経路	2 2
第3節 社外機関との協調	2 2
第3章 災害予防	2 2
第1節 地震防災教育	2 2
第2節 地震防災訓練	2 2
第3節 総合防災訓練への参加	2 3
第4節 地震防災広報	2 3
第4章 地震防災応急対策	2 3
第1節 情報収集と伝達	2 3
第2節 重要通信のそ通確保	2 3
第3節 災害用伝言ダイヤル等の提供	2 3
第4節 対策要員の確保及び広域応援	2 4
第5節 災害時における災害対策用機器等の配備及び 災害対策用資機材の確保	2 4
第6節 通信建物、設備等の巡視と点検	2 4
第7節 工事中の設備に対する安全措置	2 4
第8節 物資の備蓄・調達	2 5
第9節 社員の安全確保	2 5
第10節 医療施設及び研修施設等における対策	2 5
第11節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の対応	2 5

第5編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1章 通報、連絡	26
第1節 津波警報等の伝達	26
第2章 防災体制の確立	26
第1節 防災体制	26
1 非常態勢の区分及び災害対策組織	26
第2節 対策組織の運営	26
1 非常態勢の発令	26
2 権限の行使と責任	26
3 動員	26
4 指令伝達及び情報連絡の経路	27
第3節 社外機関との協調	27
第3章 災害予防	27
第1節 地震防災教育	27
第2節 地震防災訓練	27
第3節 総合防災訓練への参加	28
第4節 地震防災広報	28
第4章 地震防災応急対策	28
第1節 情報収集と伝達	28
第2節 重要通信のそ通確保	28
第3節 災害用伝言ダイヤル等の提供	29
第4節 対策要員の確保及び広域応援	29
第5節 災害時における災害対策用機器等の配備及び 災害対策用資機材の確保	29
第6節 積雪・寒冷地対応	29
第7節 通信建物、設備等の巡視と点検	29
第8節 工事中の設備に対する安全措置	30
第9節 物資の備蓄・調達	30
第10節 社員の安全の確認	30
第11節 医療施設及び研修施設等における対策	30

第1編 総則

第1節 防災業務計画の目的

この計画は、「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)第39条第1項、「大規模地震対策特別措置法」(昭和53年法律第73号)第6条第1項、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成14年法律第92号)第5条第1項及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成16年法律第27号)第5条第1項の規定に基づき日本電信電話株式会社(以下「持株会社」という。)、東日本電信電話株式会社(以下「東地域会社」という。)、西日本電信電話株式会社(以下「西地域会社」という。)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「長距離会社」という。)、株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」という。)が防災に関してとるべき措置を定め、もって円滑かつ適切な災害対策の遂行に資することを目的とする。

第2節 防災業務計画の基本方針

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、電気通信事業の公共性に鑑み、国の防災基本計画に協力し、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、次の各項の防災対策の推進と、防災体制の確立を図る。

- (1) 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段を確保する。
- (4) 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する。
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通についてお客様、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道機関等と連携を図る。

第3節 防災業務計画の運用

1. 他の計画等との関連

この計画は、「災害対策基本法」、「電気通信事業法」(昭和59年法律86号)、「大規模地震対策特別措置法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」等の関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2. 防災業務計画の修正

この計画は、常に検討を加え、必要があると認められるときは、持株会社が調整、取りまとめを行い、これを修正する。

第4節 定義

1. 一般防災業務計画 「災害対策基本法」第39条第1項に定めるものをいう。
2. 東海地震防災強化計画 「大規模地震対策特別措置法」第6条に定めるものをいう。
3. 南海トラフ地震防災対策推進計画 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条に定めるものをいう。

4. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画
「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条に定めるものをいう。
5. 地震防災対策強化地域 「大規模地震対策特別措置法」第2条第4号に定めるものをいう。
6. 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域
「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第3条及び第10条に定めるものをいう。
7. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域
「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第3条及び第9条に定めるものをいう。
8. 警戒宣言 「大規模地震対策特別措置法」第2条第13号に定めるものをいう。
9. 災害 「災害対策基本法」第2条第1号に定めるものをいう。
10. 防災 「災害対策基本法」第2条第2号に定めるものをいう。
11. 重要通信 「電気通信事業法」第8条第1項に定める事項を内容とする通信をいう。
12. 災害応急対策 「災害対策基本法」第50条1項に定める事項を内容とする対策をいう。

第2編 一般防災業務計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1. 非常態勢の区分

災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合（以下「非常事態」という。）は、次に定める態勢により対処する。

	非常態勢の区分	非常事態の情勢
準備 アクション	警戒態勢	・災害の発生が予想される場合
	第1非常態勢	・激甚災害（国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害）が発生した場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
	第2非常態勢	・大規模な災害（国に非常災害対策本部が設置される規模の災害又は各会社が単独で対応できず支援が必要な規模の災害）が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合
	第3非常態勢	・中規模な災害（国に特定災害対策本部が設置される規模の災害又は各会社が単独で対応できる規模の災害）が発生した場合 ・東海地震注意情報が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 ・北海道・三陸沖後発地震注意情報（注1）が発表された場合
	災害復旧態勢 （注2）	・災害等（被災支社・支店等が単独で対応でき、対策組織の一部の班の対応のみで対応が可能な規模の災害等）が発生した場合 ・被災支社・支店等が支援を必要とするが災害対策機器類の支援（機器の運搬・運用作業を含む）等に留まる場合（広域応援体制に至らないと判断する場合）

注1：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する注意情報

注2：ドコモのみ。

2. 災害対策組織

- (1) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの本社、支社・支店等は、非常態勢に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）をあらかじめ編成しておく。
- (2) 対策組織を次のとおり区分する。

対策組織	機能
情報連絡室	・非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施 ・非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施
支援本部	・非常災害対策活動の支援
地震災害警戒本部	・東海地震の発生に備えた対策活動の実施
災害対策本部	・非常災害対策活動の実施
緊急災害対策本部	・緊急災害対策活動の実施

3. 非常態勢と対策組織との関連

非常態勢と対策組織の関連を次に示す。運用にあたっては、災害の状況に応じて弾力的に行う。

- (1) 持株会社は、第1非常態勢においては緊急災害対策本部、第2非常態勢及び第3非常態勢（注）においては災害対策本部又は情報連絡室の対策組織を設置する。

注：南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）及び北海道・三陸沖後発地震注意情報、東海地震注意情報が発表された場合に情報連絡室を設置する

- (2) 東地域会社、西地域会社は、各非常態勢において次のとおり対策組織を設置する。

非常態勢	本 社	支 社・支 店 等	
		被災地	非被災地
警 戒 態 勢	情 報 連 絡 室	情 報 連 絡 室	—
第1非常態勢 （注1）	災 害 対 策 本 部	災 害 対 策 本 部	支 援 本 部（注2）
第2非常態勢 （注1）	災 害 対 策 本 部	災 害 対 策 本 部	支 援 本 部（注2）
	地 震 災 害 警 戒 本 部	地 震 災 害 警 戒 本 部	情 報 連 絡 室（注2）
第3非常態勢	災 害 対 策 本 部	災 害 対 策 本 部	情 報 連 絡 室（注2）
	情 報 連 絡 室（注3）	情 報 連 絡 室（注3）	情 報 連 絡 室（注2）

注1：第1、第2非常態勢の場合、非被災会社の本社は支援本部を設置する。

ただし、被災会社に地震災害警戒本部が設置された場合は情報連絡室を設置する。

注2：本社の要請等により設置する。

注3：南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）及び北海道・三陸沖後発地震注意情報、東海地震注意情報が発表された場合に設置する。

- (3) 長距離会社は、各非常態勢において次のとおり対策組織を設置する。

非常態勢	本 社
警 戒 態 勢	情 報 連 絡 室
第1非常態勢	災 害 対 策 本 部
第2非常態勢	災 害 対 策 本 部
	地 震 災 害 警 戒 本 部
第3非常態勢	災 害 対 策 本 部
	情 報 連 絡 室（注）

注：南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）及び北海道・三陸沖後発地震注意情報、東海地震注意情報が発表された場合に設置する。

(4) ドコモは、各非常態勢において次表のとおり対策組織を設置する。

非常態勢	本 社	支 社・支 店 等	
		被災地	非被災地
警 戒 態 勢	情 報 連 絡 室	情 報 連 絡 室	—
第1非常態勢	災 害 対 策 本 部	災 害 対 策 本 部	支 援 本 部 (注 1)
第2非常態勢	災 害 対 策 本 部	災 害 対 策 本 部	支 援 本 部 (注 1)
	地 震 災 害 警 戒 本 部	地 震 災 害 警 戒 本 部	情 報 連 絡 室 (注 1)
第3非常態勢	災 害 対 策 本 部	災 害 対 策 本 部	情 報 連 絡 室 (注 1)
	情 報 連 絡 室 (注 2)	情 報 連 絡 室 (注 2)	情 報 連 絡 室 (注 1)
災 害 復 旧 態 勢	情 報 連 絡 室	情 報 連 絡 室	—

注1：本社の要請等により設置する。

注2：南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）及び北海道・三陸沖後発地震注意情報、東海地震注意情報が発表された場合に設置する。

第2節 対策組織の運営

対策組織の運営は、次の各項に基づいて行う。

1. 非常態勢の発令及び解除

- (1) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの本社の災害対策室長等は、原則として関係組織と協議し、態勢区分に応じた発令を発令者へ進言する。発令者はこれに基づき非常態勢を支社・支店等の長へ発令するとともに、他の会社へ発令を通知する。なお、発令者が不在の場合は、あらかじめ指定された代理者が発令する。

態 勢 区 分	発 令 者		
	持株会社	東地域会社、西地域会社、長距離会社、ドコモの本社	東地域会社、西地域会社、ドコモの支社・支店等
警 戒 態 勢	—	災 害 対 策 室 長 等 (注 1)	災 害 対 策 室 長 等 (注 1)
第1非常態勢	社 長	社 長	支 社 ・ 支 店 等 の 長
第2非常態勢	副 社 長	副 社 長	
第3非常態勢	災 害 担 当 役 員 等	災 害 担 当 役 員 等	
災 害 復 旧 態 勢 (注 2)	—	災 害 対 策 室 長 等 (注 1)	災 害 対 策 室 長 等 (注 1)

注1：災害対策室を設置していない組織にあつては、災害対策担当組織の長とする。

注2：ドコモのみ。

- (2) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの支社・支店等の長は非常態勢が発令された場

合は、速やかに対策組織を設置する。

- (3) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの対策組織の長は、当該受持区域内に災害の発生するおそれなくなった場合、又は復旧が進み非常態勢の必要なくなった場合は、その旨を発令者に進言する。発令者はこれに基づき非常態勢を解除する。

2. 権限の行使と責任

- (1) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは非常態勢が発令された場合、当該災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。
- (2) 非常態勢が発令された場合、持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの対策組織の長は、職制上の責任として活発に対策活動を行う。

ただし、責任・権限外の事項であっても緊急に実施する必要のあるものについては臨機の措置をとることができる。

なお、責任・権限外の事項については行使後、速やかに所定の手続きをとる。

3. 動員

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの対策組織の長は、ただちに対策要員の動員を指示する。

4. 指令伝達及び情報連絡の経路

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの対策組織相互の指令伝達及び情報連絡は情報を統括する組織を設置し、一元的に行う。

第3節 防災に関する各社の役割と社外機関との協調

防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう、各会社は次のとおり役割を果たすとともに、平素から社外関係機関と密接な連絡を行う。

1. 持株会社の役割

- (1) 内閣情報調査室、総務省、内閣府及びその他関係政府機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。
災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。
- (2) 円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、東地域会社、西地域会社、長距離会社、ドコモ及びその他のグループ会社の統括・調整機能を発揮する。

2. 東地域会社、西地域会社の役割

(1) 本社における対応

- ① 持株会社と連携し総務省、内閣府及びその他関係政府機関並びにライフライン事業者及び報道機関等と防災業務計画に関し連絡調整を図る。
- ② 災害時には持株会社と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑かつ適切な遂行に努める。

(2) 支社・支店等における対応

- ① 必要に応じて当該区域を管轄する次の社外関係機関と防災計画に関し連絡調整を図る。
都道府県、市町村、警察、消防、水防及び海上保安の機関、総合通信局、気象台又は測候所、行政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他の必要な機関
- ② 平常時には各支社・支店等で当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には各災害対策本部等が当該の地方公共団体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂

行に努める。

ア) 地方防災会議等への参加

地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し積極的に参加する。

イ) 災害対策本部との協調

この計画が円滑・適切に行われるようあらかじめ定められた対策要員を派遣し、次の事項に関して協調する。

i) 災害に関する情報の提供及び収集

ii) 災害応急復旧及び災害復旧

iii) 資材及び物資対策

iv) 交通及び輸送対策

ウ) 自衛隊等への支援要請

自衛隊等への支援要請は、都道府県知事又は市町村長に対して行う。

(3) ライフライン事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等のライフライン事業者と協調し、防災対策に努める。

具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジン燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備しておく。

(4) 放送事業者、自治体防災無線運用者との協調

テレビ、ラジオなどの放送事業者及び自治体防災無線運用者と協調し、「ふくそうに伴う電話の自粛のお願い」や「災害用伝言ダイヤル等安否確認のためのサービス（以下「災害用伝言ダイヤル等」という。）の提供案内」等の放送が、迅速、かつ円滑に実施できる協力体制を整備しておく。

(5) グループ会社等との協調

グループ会社、工事会社等と協調し防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備しておく。

(6) 地域情報ステーションとの連携

国及び地方公共団体が被災地近傍に設置する地元密着型の地域情報ステーションの設置に協力し、被災地における情報流通を支援するための被災地情報ネットワークの構築及び運営等について連携を図る。

3. 長距離会社の役割

(1) 持株会社、東地域会社、西地域会社及びドコモと連携し、総務省、内閣府及びその他関係政府機関、また、当該地域を管轄する社外機関、ライフライン事業者及び報道機関等と防災業務計画に関し連絡調整を図る。

(2) 災害時には、持株会社、東地域会社、西地域会社及びドコモと緊密な連携を持ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

(3) グループ会社、工事会社等と協調し防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備しておく。

4. ドコモの役割

(1) 本社における対応

①持株会社と連携し総務省、内閣府及びその他関係政府機関並びにライフライン事業者及び報道機関等と防災業務計画に関し連絡調整を図る。

- ②災害時には持株会社と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑かつ適切な遂行に努める。
- (2) 支社・支店等における対応
- ①東地域会社、西地域会社及び長距離会社と連携し、必要に応じて当該区域を管轄する次の社外関係機関と防災計画に関し連絡調整を図る。
- 都道府県、市町村、警察、消防、水防及び海上保安の機関、総合通信局、気象台又は測候所、行政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他の必要な機関
- ②平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には各災害対策本部等が当該の地方公共団体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。
- ア) 地方防災会議等への参加
- 地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し積極的に参加する。
- イ) 災害対策本部との協調
- この計画が円滑・適切に行われるようあらかじめ定められた対策要員を派遣し、次の事項に関して協調する。
- i) 災害に関する情報の提供及び収集
- ii) 災害応急復旧及び災害復旧
- iii) 資材及び物資対策
- iv) 交通及び輸送対策
- ウ) 自衛隊等への支援要請
- 自衛隊等への支援要請は、都道府県知事又は市町村長に対して行う。
- (3) ライフライン事業者との協調
- 電力、燃料、水道、輸送等のライフライン事業者と協調し、防災対策に努める。
- 具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジン燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備しておく。
- (4) 放送事業者、自治体防災無線運用者との協調
- テレビ、ラジオなどの放送事業者及び自治体防災無線運用者と協調し、「ふくそうに伴う電話の自粛のお願い」や安否確認のためのサービスの提供案内等の放送が、迅速、かつ円滑に実施できる協力体制を整備しておく。
- (5) グループ会社等との協調
- グループ会社、工事会社等と協調し防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備しておく。
- (6) 地域情報ステーションとの連携
- 国及び地方公共団体が被災地近傍に設置する地元密着型の地域情報ステーションの設置に協力し、被災地における情報流通を支援するための被災地情報ネットワークの構築及び運営等について連携を図る。

第2章 災害予防

第1節 防災教育

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行するために必要な教育を実施する。

第2節 防災訓練

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、防災を円滑、かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

- (1) 災害予報及び警報の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 災害時における通信確保（災害用伝言ダイヤル等の運営を含む）
- (4) 各種災害対策用機器の操作
- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防
- (7) 避難及び救護

第3節 総合防災訓練への参加

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

第4節 電気通信設備等に対する防災計画

1. 電気通信設備等の高信頼化

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

- (1) 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。
- (2) 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うこと。
- (3) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。

2. 電気通信システムの高信頼化

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。

- (1) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とすること。
- (2) 主要な中継交換機を分散設置すること。
- (3) 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築すること。
- (4) 通信ケーブルの地中化を推進すること。
- (5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。

(6) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること。

3. 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

4. 災害時措置計画

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

第5節 重要通信の確保

- (1) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- (2) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- (3) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。

第6節 災害対策用機器及び車両等の配備

- (1) 持株会社は、災害対策用機器等のグループ会社間の相互利用を考慮し、必要に応じて、その仕様・配備等の調整を図る。
- (2) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。
 - ① 非常用衛星通信装置
 - ② 非常用無線装置
 - ③ 非常用交換装置
 - ④ 非常用伝送装置
 - ⑤ 非常用電源装置
 - ⑥ 応急ケーブル
 - ⑦ 災害対策指揮車
 - ⑧ 雪上車及び特殊車両
 - ⑨ 移動基地局車等
 - ⑩ その他の応急復旧用諸装置

第7節 災害対策用資機材等の確保と整備

1. 災害対策用資機材等の確保

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

2. 災害対策用資機材等の輸送

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプタ等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

3. 災害対策用資機材等の整備点検

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

4. 災害対策用資機材等の広域運営

持株会社は、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びグループ会社の保有する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

また、ドコモは、移動通信に関わる全国に展開する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

5. 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの本社、支社・支店等は、非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

6. 災害対策用資機材等の仮置場

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

第8節 設備事故の防止

1. 電気通信設備の点検調査

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、電気通信設備を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため定期的に電気通信設備の巡視点検（災害発生のおそれがある場合等には特別の巡視）を行い不具合の早期発見とその改修に努める。

2. 広報活動

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、社外工事による被加害事故防止のため、道路管理者等と緊密な連携をとるとともに、報道機関等を通じて広報を行う。

第3章 災害応急対策

第1節 通報、連絡

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。

第2節 災害時における情報の収集及び連絡

1. 情報の収集、報告

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの対策組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するた

め、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (1) 気象状況、災害予報等
- (2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
- (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (4) 被災設備、回線等の復旧状況
- (5) 復旧要員の稼働状況
- (6) その他必要な情報

2. 社外関係機関との連絡

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ第2編第1章第3節に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

第3節 警戒措置

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。
- (2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。
- (4) 災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。
- (5) 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。
- (7) その他、安全上必要な措置を講ずること。

第4節 通信の非常そ通措置

1. 重要通信のそ通確保

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。
- (2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」(昭和59年法律第86号)第8条第2項及び「電気通信事業法施行規則」(昭和60年郵政省令第25号)第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
- (3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、「電気通信事業法」(昭和59年法律第86号)第8条第1項及び「電気通信事業法施行規則」(昭和60年郵政省令第25号)第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。
- (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
- (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

2. 被災地特設公衆電話の設置

東地域会社、西地域会社は、「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3. 携帯電話の貸出し

ドコモは、「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

4. 災害用伝言ダイヤル等の提供

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

第5節 災害時における広報

(1) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支社・支店等前掲示等により直接当該被災地に周知する。

(3) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

第6節 対策要員の確保

(1) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモのあらかじめ定められた対策要員は、夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。

(2) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの対策要員は、非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部等に出動する。

(3) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの対策要員のうち交通途絶等により所属する対策本部等に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(4) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。

- ① 社員の非常配置及びサービス標準
- ② 社員の非常招集の方法
- ③ 関係組織相互間の応援の要請方法

第7節 グループ会社に対する協力の要請

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社に連絡するとともに、必要な災害対策要員、災害復旧用資機材、車両等について協力を

要請する。

第8節 社外機関に対する応援又は協力の要請

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(1) 要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣を要請する。

(2) 資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給を要請する。

(3) 交通及び輸送対策

①人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係る特別許可を申請する。

②災害時等、緊急輸送のための運送業者の協力、若しくは自衛隊等に対し輸送の援助を要請する。

(4) 電源対策

商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、非常用電源装置の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請する。

(5) お客様対応

お客様に対して故障情報、回復情報、ふくそう回避策及び、利用案内等について情報提供を行うとともに、報道機関との連携を図る。

(6) その他必要な事項

第9節 対策要員の広域応援

大規模地震等により、大都市、若しくは広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモ、並びにグループ会社、工事会社等の稼動を含めた全国規模による応援組織の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立して運用する。なお、持株会社は必要に応じて調整を行う。

第10節 災害時における災害対策用資機材の確保

1. 調達

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達もしくは資材部門等に要求する。

2. 輸送

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。

3. 災害対策用資機材置場等の確保

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害時において必要に応じて、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポートおよび仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

第11節 設備の応急復旧

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。
- (4) 原子力災害発生時の復旧作業については、確実に安全が確保できる場合にのみ実施することとし、具体的には、国の定める緊急時の防災業務関係者の放射線防護に係る基準を踏まえて定める自社の指標を順守し、防災業務関係者の被ばく線量の管理を適切に実施する。また、原子力災害対策本部等からの防災業務関係者の安全確保に関する指示についても順守する。

第4章 災害復旧

1. 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、応急復旧工事終了後、すみやかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
2. 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力する。

第3編 東海地震防災強化計画

本編は、「大規模地震対策特別措置法」の定めるところにより、地震防災に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。

第1章 通報、連絡

第1節 警戒宣言等の伝達

- (1) 警戒宣言、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報等（以下「警戒宣言等」という。）の主務官庁からの受付は、全国ネットワークコントロールセンタ（東地域会社）が行う。
- (2) 全国ネットワークコントロールセンタは別に定める経路により、迅速かつ正確に伝達する。
- (3) 当該地震に係る組織の長は、警戒宣言等について、所属社員並びに関係組織に対し、伝達、周知し、徹底を図るものとする。また、その伝達範囲、方法等を定めておく。
- (4) 地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）内の組織は、地震防災に関する情報の授受及び収集を円滑に行うため、社外の防災関係機関との連絡担当を明確に定めておく。

第2章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1. 非常態勢の区分及び災害対策組織

東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合における、持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの非常態勢は、第2編第1章第1節1項（非常態勢の区分）による。

また、災害対策組織は、同2項（災害対策組織）による。

第2節 対策組織の運営

1. 非常態勢の発令及び解除

- (1) 東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの本社及び支社・支店等において非常態勢を発令する。

非常態勢が発令された場合は、速やかに地震災害警戒本部、又はこれに準ずる組織（以下「警戒本部等」という。）を設置する。

- (2) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、当該地震災害に関する警戒を解除すべき旨の通知を受けた場合は、非常態勢を解除する。

2. 権限の行使と責任

第2編第1章第2節2項（権限の行使と責任）による。

3. 動員

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、警戒本部等に必要な要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、短時間に可能な限り必要要員を確保するものとする。また、本部員の担務内容についても、あらかじめ定める。

4. 指令伝達及び情報連絡の経路

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの対策組織相互の指令伝達、及び情報連絡は情報を統括する組織を設置し、一元的に行う。

第3節 社外機関との協調

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体、及びその他の社外防災関係機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。

このため、次に掲げる事項に関し、社外関係機関とあらかじめ協議するとともに相互に連絡内容、方法等を具体的に定めておくものとする。

- (1) 会社の業務運営並びに電気通信サービス利用者の協力を得るための広報
- (2) 商用電源の確保
- (3) 人員、物資等の緊急輸送
- (4) 消防、水防対策
- (5) 通信建物、設備等の警備
- (6) 社員の避難、誘導並びに食糧、飲料水等の確保
- (7) その他必要な事項

第3章 災害予防

第1節 地震防災教育

強化地域内の組織の長は、地震防災応急対策に関与する社員並びに一般社員に対し、それぞれに応じた地震防災上必要な知識が徹底するよう次に掲げる事項に関し、教育を行う。

- (1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 東海地震の予知に関する知識
- (4) 警戒宣言等の内容
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 警戒宣言等が発せられた場合、若しくは地震が発生した場合等において社員が果たすべき役割と具体的にとるべき行動に関する知識
- (7) その他必要とする事項

第2節 地震防災訓練

強化地域内の組織は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。

- (1) 警戒宣言等の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置
- (4) 大規模地震発生時の災害応急対策
- (5) 避難及び救護

(6) その他必要とする事項

第3節 総合防災訓練への参加

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、中央防災会議、或いは都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

第4節 地震防災広報

(1) 警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、ホームページや支社・支店前等に掲示するとともに、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供及び必要な広告を行う。

- ① 通信のそ通状況並びに利用制限等の措置状況
- ② 電報の受付、配達状況
- ③ 加入電話等の開通、移転等の工事、並びに故障修理等の実施状況
- ④ 営業窓口における業務実施状況
- ⑤ 災害用伝言ダイヤル等の利用方法
- ⑥ その他必要とする事項

(2) 前項の広報を実施するに当り、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を講ずる。

第4章 地震防災応急対策

第1節 情報収集と伝達

(1) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの警戒本部等は、国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信のそ通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。

(2) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの警戒本部等は、それぞれが所轄する地域の組織で実施した地震防災対策の実施状況、社員の避難状況等を掌握し、所定の伝達経路により、持株会社の情報連絡室へ報告する。

持株会社の情報連絡室は、必要な情報について、国の地震災害警戒本部へ報告するとともに、国からの情報を受ける。

第2節 通信の利用制限等の措置

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、警戒宣言の発出、若しくは地震災害に関する各種情報の報道等により、電気通信のそ通が著しく困難となった場合には、第2編第3章第4節1項（重要通信のそ通確保）に定めるところにより、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織において、地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置をとる。

第3節 災害用伝言ダイヤル等の提供

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供すると共に報道機関への連絡等を行う。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。

第4節 対策要員の確保及び広域応援

対策要員の確保及び広域応援は、第2編 第3章 第6節（対策要員の確保）及び第2編第3章第9節（対策要員の広域応援）による。なお、対策要員は、警戒宣言発令若しくは東海地震注意情報の発出の情報を知ったときには、速やかに地震災害警戒本部又は情報連絡室に参集する。

第5節 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保

- (1) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、地震災害の発生時等において、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、第2編第2章第6節（災害対策用機器及び車両等の配備）に定めるところにより、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備する。
- (2) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、災害復旧等に係る組織においては、災害対策用資機材、車両等の所在及び数量等を確認し、必要な手配等を実施する。
- (3) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合における人員、資機材の緊急輸送、若しくは災害発生後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な車両については、あらかじめ緊急輸送用としての特別許可を得ておくものとする。

第6節 通信建物、設備等の巡視と点検

東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織は、通信建物並びに重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。

第7節 工事中の設備に対する安全措置

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断する。工事の中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要に応じて補強及び落下、転倒防止等の保安措置を講ずる。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮する。

第8節 社員の安全確保

強化地域内の組織の長及びその他の地域で必要とする組織の長は、東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、地震発生の事態に備え、地域事情に応じた安全確保のための措置を講ずる。

第9節 医療施設及び研修施設等における対策

強化地域内の医療施設及び研修施設等においては、警戒宣言が発せられた場合、次に掲げる事項について、必要な措置を講ずる。

- (1) 警戒宣言等の正確迅速な伝達

- (2) 患者、研修生等の避難、誘導體制の確立
- (3) その他必要な事項

第10節 東海地震に関連する調査情報発出時の対応

東海地震に関連する調査情報発出時は、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとるものとする。

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

本編は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の定めるところにより、地震防災に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。

第1章 通報、連絡

第1節 津波警報等の伝達

- (1) 津波警報等の主務官庁からの受付は、全国ネットワークコントロールセンタ（東地域会社）が行う。
- (2) 全国ネットワークコントロールセンタは別に定める経路により、迅速かつ正確に伝達する。
- (3) 当該地震に係る組織の長は、津波警報等について、所属社員並びに関係組織に対し、伝達、周知し、徹底を図るものとする。また、その伝達範囲、方法等を定めておく。
- (4) 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の組織は、地震防災に関する情報の授受及び収集を円滑に行うため、社外の防災関係機関との連絡担当を明確に定めておく。

第2章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1. 非常態勢の区分及び災害対策組織

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び（巨大地震注意）が発表された場合若しくは南海トラフ地震が発生した場合における、持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの非常態勢は、第2編第1章第1節1項（非常態勢の区分）による。

また、災害対策組織は、同2項（災害対策組織）による。

第2節 対策組織の運営

1. 非常態勢の発令

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び（巨大地震注意）が発表された場合若しくは南海トラフ地震が発生した場合、持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの本社及び支社・支店等において非常態勢を発令する。

非常態勢が発令された場合は、速やかに災害対策本部、又はこれに準ずる組織（以下「災害対策本部等」という。）を設置する。

2. 権限の行使と責任

第2編第1章第2節2項（権限の行使と責任）による。

3. 動員

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害対策本部等に必要の要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、短時間に可能な限り必要の要員を確保するものとする。また、本部員の担務内容についても、あらかじめ定める。

4. 指令伝達及び情報連絡の経路

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの対策組織相互の指令伝達、及び情報連絡は情報を統括する組織を設置し、一元的に行う。

第3節 社外機関との協調

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体、及びその他の社外防災関係機関と密接な連携を保ち相互協力を努める。

このため、次に掲げる事項に関し、社外関係機関とあらかじめ協議するとともに相互に連絡内容、方法等を具体的に定めておくものとする。

- (1) 会社の業務運営並びに電気通信サービス利用者の協力を得るための広報
- (2) 商用電源の確保
- (3) 人員、物資等の緊急輸送
- (4) 消防、水防対策
- (5) 通信建物、設備等の警備
- (6) 社員の避難、誘導並びに食糧、飲料水等の確保
- (7) その他必要な事項

第3章 災害予防

第1節 地震防災教育

南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の組織の長は、地震防災応急対策に関与する社員並びに一般社員に対し、それぞれに応じた地震防災上必要な知識が徹底するよう次に掲げる事項に関し、教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び（巨大地震注意）が発表された場合、若しくは地震が発生した場合等において社員が果たすべき役割と具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) その他必要とする事項

第2節 地震防災訓練

南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の組織は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び（巨大地震注意）、若しくは津波警報等の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び（巨大地震注意）発表前の準備行動、若しくは発表された場合における地震防災応急措置
- (4) 大規模地震発生時の災害応急対策
- (5) 避難及び救護
- (6) その他必要とする事項

第3節 総合防災訓練への参加

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、中央防災会議、或いは都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

第4節 地震防災広報

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び（巨大地震注意）が発表された場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、ホームページや支社・支店前等に掲示するとともに、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供及び必要な広告を行う。

- ① 通信のそ通状況並びに利用制限等の措置状況
- ② 電報の受付、配達状況
- ③ 加入電話等の開通、移転等の工事、並びに故障修理等の実施状況
- ④ 営業窓口における業務実施状況
- ⑤ 災害用伝言ダイヤル等の利用方法
- ⑥ その他必要とする事項

(2) 前項の広報を実施するに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を講ずる。

第4章 地震防災応急対策

第1節 情報収集と伝達

(1) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの警戒本部等は、国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される臨時情報等に関する発表内容等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信のそ通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。

(2) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの警戒本部等は、それぞれが所轄する地域の組織で実施した地震防災対策の実施状況、社員の避難状況等を掌握し、所定の伝達経路により、持株会社の情報連絡室又は災害対策本部へ報告する。

持株会社の情報連絡室又は災害対策本部は、必要な情報について、国の地震災害警戒本部へ報告するとともに、国からの情報を受ける。

第2節 重要通信のそ通確保

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び（巨大地震注意）が発表された場合、若しくは地震災害に関する各種情報の報道等により、電気通信のそ通が著しく困難となった場合には、第2編第3章第4節1項（重要通信のそ通確保）に定めるところにより、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織において、地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置をとる。

第3節 災害用伝言ダイヤル等の提供

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び

(巨大地震注意)が発表された場合、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供すると共に報道機関への連絡等を行う。また、必要に応じてこれらの措置を南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び(巨大地震注意)発表前から実施する。

第4節 対策要員の確保及び広域応援

対策要員の確保及び広域応援は、第2編第3章第6節(対策要員の確保)及び第2編第3章第9節(対策要員の広域応援)による。なお、対策要員は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び(巨大地震注意)発表を知ったときには、速やかに災害対策本部等に参集する。

第5節 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保

- (1) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、地震災害の発生時等において、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、第2編第2章第6節(災害対策用機器及び車両等の配備)に定めるところにより、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備する。
- (2) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び(巨大地震注意)が発表された場合、災害復旧等に係る組織においては、災害対策用資機材、車両等の所在及び数量等を確認し、必要な手配等を実施する。
- (3) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び(巨大地震注意)が発表された場合における人員、資機材の緊急輸送、若しくは災害発生後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な車両については、あらかじめ緊急輸送用としての特別許可を得ておくものとする。
- (4) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害応急対策及び災害復旧を実施するため、第2編第2章第7節(災害対策用資機材等の確保と整備)に定めるところにより、平常時から、災害対策用資機材を配備する。災害時には、第2編第3章第10節(災害時における災害対策用資機材の確保)により、確保する。

第6節 通信建物、設備等の巡視と点検

南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の組織は津波来襲等に備えて、通信建物並びに重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。

なお、この場合、津波からの避難に要する時間を十分配慮し、作業員の安全確保を図ることとする。

第7節 工事中の設備に対する安全措置

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び(巨大地震注意)が発表された場合、若しくは津波の来襲のおそれがある場合、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断する。工事の中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要に応じて保安措置等を講ずる。

なお、この場合、津波からの避難に要する時間を十分配慮し、作業員の安全確保を図ることとする。

第8節 物資の備蓄・調達

自らが行う防災活動のために必要な物資の備蓄・調達については、第2編第2章第7節5項（食料、医薬品等生活必需品の備蓄）による。

第9節 社員の安全確保

強化地域内の組織の長及びその他の地域で必要とする組織の長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び（巨大地震注意）が発表された場合、地震発生の事態に備え、地域事情に応じた安全確保のための措置を講ずる。

第10節 医療施設及び研修施設等における対策

強化地域内の医療施設及び研修施設等においては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び（巨大地震注意）が発表された場合、次に掲げる事項について、必要な措置を講ずる。

- (1) 警戒宣言等の正確迅速な伝達
- (2) 患者、研修生等の避難、誘導體制の確立
- (3) その他必要な事項

第11節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の対応

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時は、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとるものとする。

第5編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

本編は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の定めるところにより、地震防災に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。

第1章 通報、連絡

第1節 津波警報等の伝達

- (1) 津波警報等の主務官庁からの受付は、全国ネットワークコントロールセンタ（東地域会社）が行う。
- (2) 全国ネットワークコントロールセンタは別に定める経路により、迅速かつ正確に伝達する。
- (3) 当該地震に係る組織の長は、津波警報等について、所属社員並びに関係組織に対し、伝達、周知し、徹底を図るものとする。また、その伝達範囲、方法等を定めておく。
- (4) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域内の組織は、地震防災に関する情報の授受及び収集を円滑に行うため、社外の防災関係機関との連絡担当を明確に定めておく。

第2章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1. 非常態勢の区分及び災害対策組織

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合、若しくは当該地震の注意情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合における、持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの非常態勢は、第2編第1章第1節1項（非常態勢の区分）による。

また、災害対策組織は、同2項（災害対策組織）による。

第2節 対策組織の運営

1. 非常態勢の発令

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合、若しくは当該地震の注意情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合、持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの本社及び支社・支店等において非常態勢を発令する。

非常態勢が発令された場合は、速やかに災害対策本部、又はこれに準ずる組織（以下「災害対策本部等」という。）を設置する。

2. 権限の行使と責任

第2編第1章第2節2項（権限の行使と責任）による。

3. 動員

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害対策本部等に必要の要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、短時間に可能な限り必要要員を確保するものとする。また、本部員の担務内容についても、あらかじめ定める。

4. 指令伝達及び情報連絡の経路

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの対策組織相互の指令伝達、及び情報連絡は情報を統括する組織を設置し、一元的に行う。

第3節 社外機関との協調

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体、及びその他の社外防災関係機関と密接な連携を保ち相互協力を努める。

このため、次に掲げる事項に関し、社外関係機関とあらかじめ協議するとともに相互に連絡内容、方法等を具体的に定めておくものとする。

- (1) 会社の業務運営並びに電気通信サービス利用者の協力を得るための広報
- (2) 商用電源の確保
- (3) 人員、物資等の緊急輸送
- (4) 消防、水防対策
- (5) 通信建物、設備等の警備
- (6) 社員の避難、誘導並びに食糧、飲料水等の確保
- (7) その他必要な事項

第3章 災害予防

第1節 地震防災教育

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域内の組織の長は、地震防災応急対策に関与する社員並びに一般社員に対し、それぞれに応じた地震防災上必要な知識が徹底するよう次に掲げる事項に関し、教育を行う。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 地震が発生した場合、若しくは当該地震の注意情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合等において社員が果たすべき役割と具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) その他必要とする事項

第2節 地震防災訓練

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域内の組織は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。また、冬季に発生した場合、避難行動、非常招集、応急復旧対応等の支障をきたすと考えられる為、寒冷地特有の課題を想定した訓練を行うことを考慮する。

- (1) 当該地震の注意情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報）及び津波警報等の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 当該地震の注意情報が発表された場合における地震防災応急措置
- (4) 大規模地震発生時の災害応急対策

- (5) 避難及び救護
- (6) その他必要とする事項

第3節 総合防災訓練への参加

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、中央防災会議、或いは都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

第4節 地震防災広報

(1) 当該地震の注意情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、ホームページや支社・支店前等に掲示するとともに、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供及び必要な広告を行う。

- ① 通信のそ通状況並びに利用制限等の措置状況
- ② 電報の受付、配達状況
- ③ 加入電話等の開通、移転等の工事、並びに故障修理等の実施状況
- ④ 営業窓口における業務実施状況
- ⑤ 災害用伝言ダイヤル等の利用方法
- ⑥ その他必要とする事項

(2) 前項の広報を実施するに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を講ずる。

第4章 地震防災応急対策

第1節 情報収集と伝達

(1) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの警戒本部等は、国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される注意情報等に関する発表内容等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信のそ通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。

(2) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモの警戒本部等は、それぞれが所轄する地域の組織で実施した地震防災対策の実施状況、社員の避難状況等を掌握し、所定の伝達経路により、持株会社の情報連絡室又は災害対策本部へ報告する。

持株会社の情報連絡室又は災害対策本部は、必要な情報について、国の地震災害警戒本部へ報告するとともに、国からの情報を受ける。

第2節 重要通信のそ通確保

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、当該地震の注意情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合、若しくは地震災害に関する各種情報の報道等により、電気通信のそ通が著しく困難となった場合には、第2編第3章第4節1項（重要通信のそ通確保）に定めるところにより、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織において、地震防災応急対策の実施上重要な通信

を確保するため、利用制限等臨機の措置をとる。

第3節 災害用伝言ダイヤル等の提供

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、当該地震の注意情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供すると共に報道機関への連絡等を行う。また、必要に応じてこれらの措置を注意情報の発表前からも実施する。

第4節 対策要員の確保及び広域応援

対策要員の確保及び広域応援は、第2編第3章第6節（対策要員の確保）及び第2編第3章第9節（対策要員の広域応援）による。なお、対策要員は、当該地震の注意情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報）を知ったときには、速やかに災害対策本部等に参集する。

第5節 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保

- (1) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、地震災害の発生時等において、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、第2編第2章第6節（災害対策用機器及び車両等の配備）に定めるところにより、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備する。
- (2) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、当該地震の注意情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合、災害復旧等に係る組織においては、災害対策用資機材、車両等の所在及び数量等を確認し、必要な手配等を実施する。
- (3) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、地震の注意情報が発表された場合における人員、資機材の緊急輸送、若しくは災害発生後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な車両については、あらかじめ緊急輸送用としての特別許可を得ておくものとする。
- (4) 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害応急対策及び災害復旧を実施するため、第2編第2章第7節（災害対策用資機材等の確保と整備）に定めるところにより、平常時から、災害対策用資機材を配備する。災害時には、第2編第3章第10節（災害時における災害対策用資機材の確保）により、確保する。

第6節 積雪・寒冷地対応

冬季に地震が発生した際に、その被災地域が積雪・凍結による道路寸断等が発生することを考慮し、災害対策用機器、災害対策用資機材、物資等の配備や輸送手段の確保等、必要な対策に努める。

また、全国からの広域支援も含め、復旧体制の充実を図ることとし、支援を行う災害対策車両（電源車両・衛星通信車両等）や復旧要員等に対する、積雪寒冷地特有の課題（装備等）に留意した準備・調整を行うこととする。

第7節 通信建物、設備等の巡視と点検

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域内の組織は津波来襲等に備えて、通信建物並びに重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。

なお、この場合、津波からの避難に要する時間を十分配慮し、作業員の安全確保を図ることとする。

第8節 工事中の設備に対する安全措置

東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、当該地震の注意情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合、若しくは津波の来襲のおそれがある場合、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域内の工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断する。工事の中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要に応じて保安措置等を講ずる。

なお、この場合、津波からの避難に要する時間を十分配慮し、作業員の安全確保を図ることとする。

第9節 物資の備蓄・調達

自らが行う防災活動のために必要な物資の備蓄・調達については、第2編第2章第7節5項（食料、医薬品等生活必需品の備蓄）による。

第10節 社員の安全確保

強化地域内の組織の長及びその他の地域で必要とする組織の長は、当該地震の注意情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合、地震発生の事態に備え、地域事情に応じた安全確保のための措置を講ずる。

第11節 医療施設及び研修施設等における対策

強化地域内の医療施設及び研修施設等においては、当該地震の注意情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合、次に掲げる事項について、必要な措置を講ずる。

- (1) 警戒宣言等の正確迅速な伝達
- (2) 患者、研修生等の避難、誘導體制の確立
- (3) その他必要な事項

附 則

1. この「防災業務計画」は、平成11年7月1日から実施する。

附 則

1. この「防災業務計画」は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

1. この「防災業務計画」は、平成13年1月6日から実施する。

附 則

1. この「防災業務計画」は、平成16年1月5日から実施する。

附 則

1. この「防災業務計画」は、平成16年6月1日から実施する。

附 則

1. この「防災業務計画」は、平成18年7月31日から実施する。

附 則

1. この「防災業務計画」は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

1. この「防災業務計画」は、平成23年3月24日から実施する。

附 則

1. この「防災業務計画」は、平成26年6月30日から実施する。

附 則

1. この「防災業務計画」は、令和2年8月31日から実施する。

附 則

1. この「防災業務計画」は、令和4年3月30日から実施する。

附 則

1. この「防災業務計画」は、令和5年2月27日から実施する。